

湖医会賞に関する規程

2001年（平成13年）4月1日制定

2012年（平成24年）10月28日最終改正

I. 総 則

1. 「湖医会」に湖医会賞を設ける。
2. 対象は湖医会会員とし、毎年若干名（組）を選考し総会において授与する。
3. 研究、学生等の教育、地域医療等の臨床・介護・福祉及びその他の各領域において、優れた実践を行い医学及び医療・福祉の向上に貢献したもののうちから選考する。
4. 本賞は、賞状並びに副賞（20万円）よりなる。
5. 受賞者及び受賞理由については、湖都通信及び湖医会ホームページで公表する。
6. 受賞者には、受賞講演あるいは受賞報告を要請することがある。

II. 公募申請

1. 公募は、他薦によるものとする。
2. 推薦者は、所定の推薦書に、被推薦者氏名、被推薦者の評価の対象となる活動領域及び次の観点に基づく具体的な推薦理由を記し、事務局（会長あて）に提出するものとする。
 - 1) 研究領域にあつては、論文等で公表された研究成果とその意義など。
 - 2) 教育領域にあつては、担当科目、担当期間、授業内容の特色・意義など。
 - 3) 臨床・福祉領域にあつては、担当科、担当役職、担当期間、具体的な活動内容とその意義など。
 - 4) その他の活動領域にあつては、被推薦者が行ってきた具体的な活動内容とその期間、及びその活動が医学あるいは医療・福祉の向上に果たした役割と意義など。
3. 推薦書の受付は、毎年3月末日を期限とする。
4. 会長は、推薦書を受理したときは、被推薦者にその旨を伝えるとともに次の書類の提出を依頼する。
 - 1) 履歴書
 - 2) 業績集
 - 3) その他活動の内容が紹介された記事等参考となるもの

5. 被推薦者は、前項の書類を4月末日までに事務局（会長あて）に提出するものとする。

Ⅲ. 選 考

1. 選考委員会は、研究、教育、臨床・介護・福祉及びその他の活動の4領域について業績の評価を行う。
2. 選考委員会の選考結果に基づき幹事会の承認をもって受賞者を決定する。
3. 選考委員会は次のとおりとする。
 - ① 委員の構成は、幹事会の推薦による幹事若干名及び特別会員若干名とする。
 - ② 委員長は委員の互選とする。
 - ③ 任期は3年とし再任を妨げない。
 - ④ 委員会が必要と認めたときは、会員以外から委員を選出すること及び専門家の意見を得て選考の参考とすることが出来る。
 - ⑤ 委員は、推薦者及び被推薦者になることが出来ない。

付則 この規程は、2010年（平成22年）2月23日から施行する。

付則 この規程は、2012年（平成24年）10月28日から施行する。